2－2－2　業務用冷凍庫の遵守事項

⑴　2－1－2のトに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。この場合において、消費電力量及び許容値はＪＩＳ　B8630（2009）の15．消費電力量試験の規定によるものとする。

⑵　2－1－2に掲げる表示事項の表示は、本体の見えやすい箇所に表示すること。その際は、本体に直接記載、又は容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。また表示は容易に消えない方法により行うこと。

⑶　3⑶のただし書きにより測定したものについては、その旨を記載するとともに、実際の使用時にはエネルギー消費効率として表示されている消費電力量より増加する旨を記載すること。

3　エネルギー消費効率の測定方法

⑴　1⑴のエネルギー消費効率は、ＪＩＳ　C9801（1999）の15．消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する家庭用冷凍庫にあっては、当該冷凍室を冷凍室の状態で測定するものとする。

⑵　1⑵のエネルギー消費効率は、ＪＩＳ　C9801（2006）の15．消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する家庭用冷凍庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。

⑶　1⑶のエネルギー消費効率は、ＪＩＳ　B8630（2009）の15．消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。ただし、除霜排水強制蒸発機能、強制排熱付加機能及び加温保温機能等の付加機能を有する業務用冷凍庫にあっては、付加機能のない標準製品の性能により測定することができる。

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、２－１－２の規定は、平成二十六年三月一日から施行する。

○経済産業省告示第三十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年三月一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第24号に掲げる複合機（以下「複合機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年４月１日に始まり平成30年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する複合機のエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	カラー複写又はカラー印刷機能の有無	複写又は印刷速度	
a	有	毎分43枚未満のもの	E_K＝2.17X＋125
b		毎分43枚以上のもの	E_K＝8.48X－140
c	無	毎分50枚未満のもの	E_K＝4.86X－30
d		毎分50枚以上のもの	E_K＝8.72X－223

備考１　「複写又は印刷速度」とは、A四判普通紙へモノクロームで連続印刷を行った場合の１分当たりの複写又は印刷枚数とする。

備考２　「E_K」及び「X」は、次の数値を表すものとする。

E_K　：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

X　：複写又は印刷速度（ただし、複写又は印刷速度が下限値以下の機器にあっては、下限値の値を用いるものとする。）

下限値：区分ｃ：22ipm（単位　イメージ毎分）

2　表示事項等

2－1　表示事項

複合機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名及び形名

ロ　区分名

ハ　複写又は印刷速度

ニ　エネルギー消費効率

ホ　製造事業者等の氏名又は名称

2－2　遵守事項

⑴　エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をキロワット時毎年単位で整数で表示すること。

⑵　2－1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所に記載して行うこと。

3　エネルギー消費効率の測定方法

3－1　エネルギー消費効率の算定方法

１のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$E=W_{TEC}\times52/1000$

この式において、E、W_{TEC}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E　　：年間消費電力量（単位　キロワット時毎年）

W_{TEC}　：１週間当たりの消費電力量（単位　ワット時毎週）